

第13回特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：令和3年3月24日(水) 午前10時00分～午前10時30分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 若潮

3 出席者

(1) 委員

井原真吾部会長、中村直人委員、本澤陽一委員

(2) 事務局

山崎市政情報室長、高橋同室主査、山崎同室主任主事、竹原同室主任主事

(3) 実施機関

(区政推進課)

田中課長補佐、佐野主査、田中主任主事、倉智主任主事

(業務改革推進課)

藤埜主査、山崎主査、天貝主任主事

4 議 事

(1) 全項目評価書の市民意見聴取の結果について(住民基本台帳に関する事務)

(2) 全項目評価書の第三者点検について(住民基本台帳に関する事務)

(3) その他

5 議事の概要

(1) 全項目評価書の市民意見聴取の結果について

全項目評価書の市民意見聴取の結果について、事務局から報告した。

(2) 全項目評価書の第三者点検について

全項目評価書の第三者点検について、実施機関及び事務局から説明を受け、意見交換し、現段階では妥当なものとして評価できるとし、千葉市情報公開・個人情報保護審議会に対する報告書案の別紙についてはもう1枚付けるか、今回の別紙とまとめて1つものものとして整理するかを事務局で検討し、最終的な決定を部会長に一任することと

して承認した。

6 会議経過

(山崎市政情報室長) 市政情報室長の山崎でございます。本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、井原部会長さん、よろしくお願いたします。

(井原部会長) それでは、ただいまから、千葉市情報公開・個人情報保護審議会、第13回特定個人情報保護評価部会を開催いたします。

本日は、部会委員3名全ての委員にご出席をいただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則第2条第2項において準用する、同条例第6条第2項の規定によりまして、本部会は成立しております。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。

◆議事(1) 全項目評価書の市民意見聴取の結果について(住民基本台帳に関する事務)

(井原部会長) まずは、議事(1)「全項目評価書の市民意見聴取の結果について(住民基本台帳に関する事務)」を議題といたします。

事務局から、報告をお願いします。

(高橋市政情報室主査) 市政情報室の高橋でございます。

結果の報告に先立ちまして、まずは資料1をご覧ください。

こちらは、特定個人情報保護評価の実施フローでございます。資料の下の方の左側の網掛けで、「第三者点検」と書かれた項目の一番右側の「評価部会」と書かれた部分が本日の部会となります。

1月から2月にかけて行いました市民意見聴取の結果を報告するとともに、昨年11月の部会での意見などを踏まえて見直しをした評価書案をご確認いただき、5月から6月頃に開催予定の審議会にその結果を報告する流れとなっております。審議会では最終的な内容確認を行っていただき、その後、国の個人情報保護委員会に報告をし、評価書を公表することで、特定個人情報保護評価の再実施が完結することとなります。

それでは、市民意見聴取の結果につきまして、資料2をご覧ください。

市民意見聴取につきましては、市政だより及び市ホームページで周知した上で、令和3年1月4日から2月3日までの1か月間、3で記載の募集方法により行いました。

その結果ですが、意見の提出はございませんでした。

市民意見聴取の結果の報告については、以上でございます。

(井原部会長) ありがとうございます。

ただいま報告がありましたが、何か質問、意見等がありますか。

(なし)

◆議事(2) 全項目評価書の第三者点検について(住民基本台帳に関する事務)

(井原部会長) それでは、続きまして、議事(2)「全項目評価書の第三者点検について(住民基本台帳に関する事務)」を議題といたします。

まずは、実施機関から説明をお願いします。

(佐野区政推進課主査) 区政推進課の佐野と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料3「修正等を要する部分とその内容」に沿ってご説明させていただきます。

前回の部会後に変更があった点を中心にご説明いたします。

最初に2ページ上から3段目及び4段目についてです。

対応する評価書の項目は、12ページの「(別添1)事務の内容 (1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容」でございますが、別紙でカラー図をご用意しておりますので、そちらをご覧ください。

部会のご意見を踏まえ、図をわかりやすくするため、図の下部に矢印等の凡例を追加するとともに「1-③更新」と吹き出しのある矢印の始点を修正いたしました。

続きまして、資料2ページの6段目をご覧ください。

評価書は14ページの「(別添1)事務の内容 (2)本人確認情報ファイル及び(3)送付先情報ファイルを取り扱う事務の内容」でございますが、こちらも別紙のカラー図をご覧ください。

部会のご意見を踏まえ、図をわかりやすくするため、図の下部に矢印等の凡例を追加しました。

続きまして、資料3ページの上から5段目をご覧ください。

対応する評価書の項目は、18ページの「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2」でございますが、「市民総合窓口課業務派遣委託」と記載しておりましたが、これは当初、業務委託を予定

していたことから記載していたものですが、具体的な時期が未定なため、現状に合わせて記載を削除しております。

続きまして、資料 3 ページの上から 6 段目をご覧ください。

対応する評価書の項目は、20 ページの「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（住民基本台帳ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ⑥委託先名」でございますが、既に委託化されている事務の委託先変更に伴い修正案のとおり記載を変更しております。

続きまして、資料 3 ページの上から 7 段目をご覧ください。

対応する評価書の項目は、20 ページの「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（住民基本台帳ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ⑦再委託の有無」でございますが、データセンターのホスティングサービスにおける再委託は、電源・空調などの建物の設備管理業務に限定されており、特定個人情報ファイルを取り扱わないことから、「再委託しない」と記載を変更しました。

併せて、「⑧再委託の許諾方法」及び「⑨再委託事項」につきまして、「再委託しない」と修正したことに伴い、記載を削除しました。

続きまして、資料 4 ページの上から 3 段目をご覧ください。

対応する評価書の項目は、22 ページの「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（住民基本台帳ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ⑦再委託の有無」でございますが、現状、再委託は行っておらず、再委託する予定もないことから、現状に合わせて「再委託しない」と記載を変更しました。

併せて、「⑧再委託の許諾方法」及び「⑨再委託事項」につきましても、「再委託しない」と修正したことに伴い、記載を削除しました。

続きまして、資料 7 ページの下から 2 段目をご覧ください。

対応する評価書の項目は、49 ページの「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民基本台帳ファイル） 2. 特定個人情報の入手 リスク 3：入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容」でございますが、法改正に伴う変更及び表記の改善のため、修正案のとおり変更しました。

続きまして、資料 7 ページの一番下の項目をご覧ください。

対応する評価書の項目は、52 ページの「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民基本台帳ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

情報保護管理体制の確認」でございますが、「市民総合窓口課業務派遣委託」を評価書から削除したことに伴い、修正案のとおり変更しております。

続きまして、資料 8 ページの一番下の項目をご覧ください。

対応する評価書の項目は、61 ページの「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（本人確認情報ファイル） 2. 特定個人情報の入手 リスク 3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容」でございますが、法改正に伴う変更及び表記の改善のため、修正案のとおり、通知カードの文言を削除しました。

続きまして、資料 9 ページの上から 2 段目をご覧ください。

対応する評価書の項目は、78 ページの「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（送付先情報ファイル） 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク 1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容」でございますが、令和 2 年 1 月のサーバ設置場所変更に伴う修正及び情報システム機器の廃棄時等におけるセキュリティの確保に関する総務省通知に基づき、修正案のとおり変更しました。

続きまして、資料 10 ページをご覧ください。

評価書は、53 ページ、65 ページ、及び 75 ページです。「住民基本台帳ファイル」、「本人確認情報ファイル」、「送付先情報ファイル」について同じ修正を行っております。

対応する項目は、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法」でございますが、長期的な再委託において、再委託先に対する監査体制について修正案のとおり変更しました。

説明は以上でございます。

（井原部会長） ありがとうございます。

前回の部会において、「ホスティング」と「ハウジング」の関係などについてまぜこぜになってしまっていたので、「ホスティング」と「ハウジング」についてどういう書き分けをするか、「ハウジング」の記載を削除したのかということと、「ハウジング」の契約内容を確認していただき、千葉市の職員以外の委託先の人間が特定個人情報ファイルに触れないということに間違いはないか確認していただくことになっていたかと思えます。

その点について、ご報告いただければと思います。

(田中政推進課課長補佐) 「ハウジング」についてですが、「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」を管理している住民基本台帳ネットワークシステムを「ハウジング」で管理しております。こちらを確認したところ、再委託はいくつか行っておりますが、いずれの再委託の内容も特定個人情報を取り扱う内容ではございませんでしたので、評価書には記載をしております。

「ハウジング」において、千葉市の職員以外の人間がデータにアクセスできるのかということですが、「ハウジング」の事業者が千葉市の特定個人情報にアクセスすることはできません。千葉市がリースしている機器等を設置し、別途委託によりシステム保守を実施しておりますので、住民基本台帳ネットワークシステムの運用委託業者については、特定個人情報を扱うこととなります。これにつきましては、評価書に記載しております。

(井原部会長) ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、今の追加の説明も含めて、何か質問、意見等ありますか。

(中村委員) 事務の内容のフローがカラーで非常にわかりやすくなったと思います。

非常に些細なことですが、このフローの中で「市町村」と記載がありますが、この部分が「千葉市」にあたるという認識でよろしいでしょうか。

(田中政推進課課長補佐) はい。「市町村」が「千葉市」にあたります。

(中村委員) この記載は「市町村」のままよろしいのでしょうか。

(井原部会長) 私も同じことを思っております、「千葉市」と記載した方がわかりやすいかと思います。

(高橋市政情報室主査) 他の事務の評価書のフロー図を確認しまして、整合が取れるような形で、よりわかりやすいように修正を検討させていただきたいと思います。

(井原部会長) ありがとうございます。よろしく申し上げます。

カラーになるだけでフロー図が非常に見やすくなったと思いますが、12ページの図の矢印の色は13ページの備考で記載されている1～9の業務ごとに色分けされているということですね。

(田中政推進課課長補佐) はい。そうです。

(井原部会長) 7の色と9の色は似ていますが、違う色なのでしょうか。

(田中政推進課課長補佐) 印刷の関係で同じに見えますが、色の設定は違うものです。

(井原部会長) 14ページの3の色を使うなど、もう少し違う色にできれば良いかと思

います。ご検討いただけるとありがたいです。

その他の部分で他にご意見、ご質問等ございますか。

(なし)

(井原部会長) それでは、今の意見を踏まえて、修正が必要なところは修正していただきたいと思います。

議事(2)については、以上で審議を終了とし、審議会への点検結果の報告についての検討に移りたいと思います。

事務局の方で、報告書の案はありますか。

(事務局から報告書案の配布)

(高橋市政情報室主査) ただいまお配りいたしました報告書案をご覧ください。

1として「審議事項」を記載した上で、2に「調査審議の内容」を記載しております。

その内容については(1)として「全項目評価書(案)を確認した。」としまして、(2)で「部会での意見と意見に対する主な対応状況は、別紙のとおり。」としております。

別紙をご覧ください。

こちらは昨年11月16日に開催した部会でいただいた意見や質問とそれに対する回答、意見等を踏まえた評価書の修正内容等をまとめたものでございます。

本日、委員の皆様から意見等を伺いまして、前回の確認という趣旨のものであったかと思いますが、本日の意見を新たに別紙として作成するか、前回の意見等とまとめて一つのものとして整理した別紙とするか、事務局で改めて検討させていただきたいと思いますが、別紙としてこのようなものを添付したいと考えております。

次に、3として「部会の意見」を記載しております。こちらにつきましては、昨年11月の国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の3事務に対する審議会による答申の記載に合わせまして、第一文の文末を「現段階では妥当なものと評価できる。」としております。

また、前回は、事前に行うべき評価の再実施が事後になってしまったということで、部会の報告書で実施時期に関する留意事項を付したのですが、審議会による答申では、それに加えて、委託をする際の必要な措置についての「なお書」が付されましたので同様のなお書を付した案としております。この「なお書」の可否につきましてもご審議いただければと思います。

最後に4として、審議経過を記載しております。

報告書案の説明は、以上でございます。

(井原部会長) ありがとうございます。

それでは、部会の意見、「なお書」の要否、別紙ということで3つに分けてそれぞれご意見を伺っていきたいと思います。

まずは、別紙について、ご意見等がありましたら、お願いします。

別紙の「意見に対する回答」の下段について、「システム保守については別途委託契約している。」ということの内容としては間違いではないですが、部会に出ていない委員の方々もいらっしゃると思いますので、「システム保守については別途委託契約しており、評価書にも記載されている。」という記載の方がわかりやすいかと思います。

他にご意見等がありましたら、お願いします。

(本澤委員) 同じ「意見に対する回答」の項目ですが、「特定個人情報ファイルを取り扱わない委託契約であるため」と記載していますが、「特定個人情報ファイルを取り扱わない委託契約であることが確認できたため」と記載した方がよろしいかと思います。

(井原部会長) 私もそのような記載の方が、審議経過がわかるのでよろしいかと思います。

他に別紙について、ご意見等がありますか。

(なし)

(井原部会長) それでは、報告書本体の「3 部会の意見」について、ご意見等がありましたら、お願いします。

通常、特に問題がなかった場合は、このような記載になるのでしょうか。

(高橋市政情報室主査) 前回の部会では「現段階の評価としては妥当なものと認められる。」という部会の報告書案でしたが、親会の最終的な答申案では、今回のような記載が正確ではないかというご意見をいただき、昨年実施した3事務に対する親会からの答申では、今回の第一段落の文末のような答申をいただいております。

(井原部会長) 「3 部会の意見」につきましては、このような記載でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(井原部会長) それでは、最後の「なお書」の要否についてですが、いかがでしょうか。

(本澤委員) 常々、問題になる点ではありますよね。

(井原部会長) 「なお書」があっても邪魔にはなりません、毎回この「なお書」を付

けるべきかどうかですよね。

前回の部会では、重要な変更があったにも関わらず、事後の評価の再実施となってしまうので、間違いなく付けるべきであったかと思います。

今回、この「なお書」を付けると、今後もずっと付け続けることになってしまうかと思いますが、問題が特に生じていない場合にも付ける必要があるのかという観点からはいかがでしょうか。

(本澤委員) 今回も「ハウジング」関係の部分で、問題というよりは議論になり、「なお書」に関わる話もあったように思います。

(井原部会長) 毎回「なお書」を付けるかどうかは別として、今回の「住民基本台帳に関する事務」については、その部分をしっかりと整理して運用して下さいという意味で付けておくということでしょうか。

(異議なし)

(井原部会長) 部会報告書の別紙については、いくつかご意見がありましたので、事務局と協議して修正案を作成したいと思います。

本日の修正点については、先程、事務局からも説明がありましたように別紙をもう1枚付けるか、それとも今回の別紙とまとめて1つのものとして整理するか、事務局で検討していただきまして、後日、委員のお二人に了承いただいた上で、報告書の確定及び審議会への提出につきましては、私にご一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(井原部会長) それでは、議事(2)については、以上とします。

◆その他

(井原部会長) 次に、「3 その他」として、事務局から何かございますか。

(高橋市政情報室主査) 本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で議事録案を作成いたしまして、併せて非公開とすべき部分を検討し、明示した上で、委員の皆様へお送りいたしまして、ご意見を頂戴いたします。いただいたご意見を基に修正案を作成いたしますので、その確定につきましては、部会長さんに一任していただく形をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(井原部会長) ただいま議事録の確定方法について事務局のほうからご説明いただきま

したが、今の事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(井原部会長) それでは、議事録の最終確定については、私にご一任いただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、千葉市情報公開・個人情報保護審議会第13回特定個人情報保護評価部会を終了いたします。

(山崎市政情報室長) 本日は、慎重にご審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。今後とも、何とぞよろしくお願い申し上げます。